

公 告

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び橋本市契約事務規則（平成 1 8 年橋本市規則第 7 1 号）第 5 条の規定により、市有財産売却一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

1 市有財産売却一般競争入札に付する事項

（１）売却年度 令和 7 年度

（２）売り払い物件

物件 番号	種別（車名）	型式	年式	最低売却価格（税抜）
1	普通積載車 （トヨタ）	KR-KDY270	H17	50,000 円
2	軽四積載消防自動車 （ダイハツ）	TE-S210P	H18	1,000 円
3	小型貨物車 （三菱）	KK-FE70EB	H14	1,000 円
4	軽貨物車 （スズキ）	GD-DA52V	H11	500 円
5	軽貨物車 （ダイハツ）	EBD-S331V	H23	500 円
6	軽貨物車 （三菱）	GBD-U62T	H25	500 円

（３）入札保証金 免除

（４）契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上
（契約時に売買代金が即納されるときは免除とする。）

（５）契約条項を示す場所 橋本市総務部総務課

2 その他必要な事項

「市有財産（公用車）売却一般競争入札要項（令和 7 年 10 月）」による。